

幼児教育・保育の無償化について

1. 無償化の対象と範囲

		0～2 歳児クラス (住民税非課税 世帯)	満 3 歳児 (3 歳になった日から最初の 3 月 31 日 までの間にある子ども)		3～5 歳児 クラス
			住民税非課税 世帯	左記以外の 世帯	
認可保育所・認定こども園等		無償化	無償化	×	無償化
新制度の幼稚園・ 認定こども園	教育	—	無償化	無償化	無償化
	預かり 保育	—	無償化(※) (16,300円)	×	無償化(※) (11,300円)
新制度未移行の 幼稚園	教育	—	無償化(※) (25,700円)	無償化(※) (25,700円)	無償化(※) (25,700円)
	預かり 保育	—	無償化(※) (16,300円)	×	無償化(※) (11,300円)
認可外保育施設		無償化(※) (42,000円)	無償化(※) (42,000円)	×	無償化(※) (37,000円)

() 内の金額は無償化の上限月額

(※) 無償化の適用を受けるためには「保育の必要性」の認定が必要(対象者には文書送付済)

×印は無償化対象外

2. 無償化対象外の費用

- ・実費徴収される費用(通園送迎費、行事費、保育用品費、主食費、副食費)
- ・延長保育の利用料
- ・保育所で実施する一時保育の利用料
- ・病児・病後児保育、休日保育の利用料

3. 本町の対応

①保育料の無償化

国が示す方針(上記一覧表)のとおり実施

②副食費の負担軽減(町独自軽減)

町内に住所を有し、町内の保育所3歳～5歳児クラスの児童について、副食費の徴収を免除

今年10月1日から 幼児教育・保育無償化が始まります！

3歳から5歳までの保育園、認定こども園、幼稚園などを
利用する子どもたちの保育料が無償化されます。

0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象です

※保育園、認定こども園を利用されている方は、3歳児クラス（年少クラス）以上からが
無償化の対象となります。



どんな手続きが必要なの??

南部町内の保育園、認定こども園、小規模保育園、事業所内保育園を利用されている
方は、無償化のための手続きは**不要**です。

※町外の私学助成幼稚園や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用されている方は、無償化のため
の申請が必要です。

無償化されるのは基本の「保育料」のみです

★無償化の**対象外**となる経費

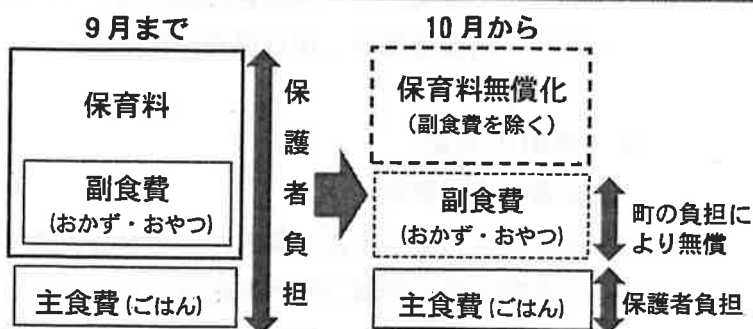
延長保育料、園でかかる**実費**（絵本代、写真代、行事にかかる実費など）は無償化の対象外です。

※利用時間外（就労時間に応じた保育短時間または保育標準時間を超えて園を利用した場合）にかかる延
長保育料については、これまでどおり必要となります。

※保護者の勤務時間等により、利用時間内（就労時間に応じた保育短時間または保育標準時間内）にお子
さんの送迎ができない場合には、町の審査を経て、保育を利用することができます。

給食費はどうなるの??

これまで保育料に含まれていた給食費のうち
副食費（おかず、おやつ）については、本来は
無償化の対象外となっており保護者負担となり
ますが、10月以降は南部町が負担をします。
そのため10月以降は副食費も無償となります。



◎副食費無償の対象者・・・南部町内の保育園、認定こども園を利用している3歳児(年少)から5歳児(年長)

※3歳未満児の給食費はこれまでどおり保育料に含まれるため、変更はありません。

※3歳以上児の主食(ごはん)については、これまでどおり家庭からのご持参をお願いします。

※3歳以上児の副食費免除の通知については、9月中に対象者に通知を発送する予定です。

お問合せ先

南部町役場 子育て支援課 電話 (0859) 66-5525